

ー 町外へ引っ越しをするときは（転出）ー

新しい住所に住みはじめた日から、**14日以内に**新住所地の市区町村で**転入届**を出してください。

該当	該当する方	転入届に必要なもの
	マイナンバー（住基）カードを利用して転出する方	転入される方全員分のマイナンバー（住基）カード、マイナンバー（住基）カードをお持ちでない方が届出をする場合は本人確認書類（運転免許証など）※マイナンバー（住基）カードをお持ちの方又は同一世帯員の方が転入手続をしてください。 ※届出の際に暗証番号の入力が必要になります。
	マイナンバー（住基）カードを利用しないで転出する方	転出証明書、届出をする方の本人確認書類（運転免許証など）※本人又は同一世帯員以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。 ※マイナンバー（住基）カードをお持ちの場合は、券面記載事項変更の手続が必要です。手続には暗証番号の入力が必要になります。（マイナンバー（住基）カードをお持ちの本人以外が手続する場合は、必要なものが異なります。詳しくは、新住所地の市区町村に確認してください。）

該当するものがありましたら忘れずに手続をしてください。

該当	済	該当する方	由仁町での手続及び担当等	新住所地での手続
		印鑑登録をしている方	転出（予定）年月日をもって登録は自動的に抹消されます。印鑑登録証をお返しください。	必要な方は新たに登録してください。
		国民健康保険に加入している方	資格喪失届を提出し、被保険者証等をお返しください。 （修学や施設入所のため転出する場合）引き続き由仁町の国民健康保険の適用を受けることができますので、お知らせください。住所変更後の資格確認書等を後日送付します。	新たに加入手続をしてください。 （修学や施設入所により引き続き由仁町の国民健康保険の適用を受ける方）新住所地の市区町村に「引き続き由仁町の国民健康保険に加入している」旨お知らせください。
		後期高齢者医療保険に加入している方	被保険者証等をお返しください。道外に転出する場合は負担区分等証明書をお渡しします。	新住所地の市区町村で確認してください。
		国民年金に加入している方	国内に転出する方は手続はありません。 国外に転出する方は喪失届を提出してください。 ※日本国籍の方は任意加入をすることができます。	新住所地の市区町村で確認してください。
		国民年金を受給している方	手続はありません。	日本年金機構からの通知書等の送付先を住所とは別にしている方は、マイナンバーが確認できるもの又は年金証書をお持ちになり、住所変更の手続をしてください。
		由仁っ子・重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失届を提出し、受給者証をお返しください。また、転出前の医療費支払分は由仁町で申請してください。	対象者の範囲や必要書類を新住所地の市区町村に事前に確認してください。
		海外に転出する方	【日本国籍の方】マイナンバーカードの国外継続利用申請書を提出してください。 【外国籍の方】マイナンバー（住基）カードを返納し、返納届を提出してください。	
		各町税（住民税・固定資産税など）・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払をしている方	【住民税】1月1日に由仁町に住民登録をしていた方は、転出した後も同年度中は由仁町に納付することになります。 【国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料】保険税（料）に更正（納付または還付）がある場合、後日更正通知書を送付しますのでご確認ください。 国外に転出する方は納税管理人の申告をしてください。	
		所得課税証明書等の税証明が必要な方	住民税の証明は1月1日時点の住民登録地でのみ発行できます。必要な方は転出前に取得してください。それ以外の税証明についてはお問い合わせください。	
		軽自動車をお持ちの方	（由仁町ナンバーの軽自動車）ナンバープレートをお持ちのうえ、廃車手続をしてください。廃車申告受付書をお渡しします。	（由仁町で廃車手続をした軽自動車）廃車申告受付書・印鑑をお持ちになり、新住所地の市区町村で登録手続をしてください。 （それ以外の軽自動車）軽自動車協会にお問い合わせください。
		犬を飼っている方	登録事項変更届を提出してください。鑑札をお渡しします。	由仁町で交付された鑑札をお持ちになり、登録手続をしてください。
		墓所を管理している方	変更届を提出してください。	
		デマンドタクシーを利用している方	デマンドタクシー利用登録証をお返しください。	

該当	済	該当する方	由仁町での手続及び担当等		新住所地での手続
		介護保険被保険者証、介護保険負担割合証をお持ちの方	異動届を提出し、被保険者証等をお返ください。 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方は介護保険受給資格証明書をお渡しします。	(高 齢 ・ 障 がい)	介護保険受給資格証明書をお持ちになり、被保険者証交付の手続をしてください。
		介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方	介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお返ください。		必要な方は新たに申請してください。
		特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院などの介護保険施設に入所する方(住所地特例)	介護保険住所地特例適用届を提出してください。住所変更後の被保険者証、負担割合証を後日送付します。		新住所地の市区町村に「引き続き由仁町の介護保険に加入している」旨お知らせください。
		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(障害者支援施設に入所される方)住所変更の手続をしてください。 (それ以外の方)由仁町での手続はありません。障害支援区分認定を受けている方は、認定証明書をお渡しします。		(障害者支援施設に入所される方)手続はありません。 (それ以外の方)手帳・印鑑をお持ちになり、住所変更の手続をしてください。障害支援区分認定を受けている方は、認定証明書もお持ちください。
		自立支援医療受給者証(育成医療・更生医療・精神通院医療)をお持ちの方	由仁町での手続はありません。		新住所地に受給者証・印鑑をお持ちになり、手続をしてください。
		配食サービスを利用している方	食券の精算がありますので、由仁駅内の配食サービス協会事務室で精算してください。		
		緊急通報装置を設置している方	廃止手続をしてください。また、装置の撤去作業を行います。		
		児童手当を受給している方 (公務員を除く)	受給事由消滅の手続をしてください。	(福 祉 ・ 児 童)	受給者の印鑑・通帳・健康保険証、受給者と配偶者のマイナンバー(通知)カードをお持ちになり手続をしてください。 その他必要なものについては、新住所地の市区町村に事前に確認してください。
		児童扶養手当を受給している方	道外や市へ転出する場合は、住所変更届を提出してください。道内の他町村へ転出する場合は由仁町での手続はありません。		証書・受給者の印鑑・マイナンバー(通知)カードをお持ちになり手続をしてください。口座を変更する場合は通帳も必要です。 そのほか必要なものについては、新住所地の市区町村に事前に確認してください。
		特別児童扶養手当を受給している方	由仁町での手続はありません。		
		乳幼児がいる方	担当から連絡をする場合がありますので、転出後でも連絡の取れる電話番号をお知らせください。	(保 健 予 防)	健診や予防接種など、市区町村により実施方法が異なりますので、新住所地の市区町村に確認してください。
		妊娠している方	由仁町で発行した妊婦健診受診票等の各種受診票は、転出後は使用できませんのでお返してください。		新住所地の市区町村で新たに受診票の発行手続をしてください。
		小中学校に通うお子さんがいる方	通学している学校から在学証明書・転学児童教科用図書給与証明書をお受け取りください。	教育課(総務・学校教育) ☎0123-83-3904	在学証明書・転学児童教科用図書給与証明書をお持ちになり、新住所地の教育委員会で転校手続をしてください。
		水道の給水を受けている方	水道使用休止(閉栓)の手続をしてください。	建設水道課(上下水道) ☎0123-83-2115	水道の給水を受ける場合は、使用開始の手続をしてください。
		町営住宅・産業住宅・特定公共賃貸住宅に入居している方	入居者の異動があった場合は申し出てください。全員が退去される場合は、明渡しの手続をし、使用料の精算をするほかカギをお返してください。	建設水道課(土木・建築) ☎0123-83-2116	
		防災行政無線受信機を設置している方	受信機を返還し、返還届を提出してください。	地域活性課(地域活性) ☎0123-83-2112	